

## 船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法第81条第1項に規定される「立地適正化計画」に関し、計画の策定、改定又は進行管理を行うため、「船橋市都市計画マスタープラン及び船橋市立地適正化計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定又は改定に関すること。なお、計画に関する外部有識者組織が設置された場合はそこで検討された意見を聞き、計画を整理する。
- (2) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の進行管理に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に係わる必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は建設局長をもって充て、会務を総理する。
- 4 副会長は都市計画部長をもって充て、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (議事)

第4条 委員会は会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会長が委員会の運営に必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (専門部会)

第5条 委員会での所掌事務を効率的かつ専門的に処理するとともに、横断的な体制のもと各種事業等の状況確認又は調整を図る必要があるため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会は部会長が招集し、部会長が議長となり議事を整理する。
- 5 部会長が部会の運営に必要があると認めたときは、関係する部会と合同で会議を開催することができる。
- 6 部会長が部会の運営に必要があると認めたときは、部会員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (作業会員)

第6条 部会員を補助するため、作業会員を指名できる。

2 作業会員は、部会員が指名する。

(事務局)

第7条 委員会及び部会の事務局は、建設局都市計画部都市計画課に置く。また、必要に応じて建設局都市計画部都市政策課がその事務を代理することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

(別表 1)

会長	建設局長
副会長	都市計画部長
委員	市長公室長
	企画財政部長
	市民生活部長
	健康部長
	高齢者福祉部長
	福祉サービス部長
	こども家庭部長
	環境部長
	経済部長
	都市整備部長
	道路部長
	下水道部長
	建築部長
管理部長	

(別表 2)

部会名称	部会員 (○は部会長)	
まちづくり部会 (土地利用、景観、 防災、福祉)	市長公室	危機管理課長
	企画財政部	政策企画課長
	健康部	健康政策課長
	高齢者福祉部	高齢者福祉課長
	福祉サービス部	障害福祉課長
	こども家庭部	こども政策課長
	経済部	商工振興課長
		農水産課長
	都市計画部	都市計画課長○
		都市政策課長
建築部	宅地課長	
市街地整備部会	市民生活部	市民安全推進課長
	都市整備部	都市整備課長○
	建築部	建築指導課長

		宅地課長
		住宅政策課長
	都市計画部	都市政策課長
交通部会	都市整備部	都市整備課長
	道路部	道路計画課長○
		道路管理課長
		道路維持課長
		道路建設課長
水とみどり部会	環境部	環境政策課長
	都市整備部	公園緑地課長
	下水道部	下水道総務課長
		下水道河川計画課長○
		下水道建設課長
		下水道施設課長
		下水道河川管理課長
		河川整備課長
立地適正化計画検討部会	市長公室	危機管理課長
	企画財政部	政策企画課長
		行政経営課長
	経済部	商工振興課長
	高齢者福祉部	地域包括ケア推進課長
		高齢者福祉課長
	福祉サービス部	福祉政策課長
	こども家庭部	こども政策課長
	都市計画部	都市政策課長○
		都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長
		公園緑地課長
	道路部	道路計画課長
		道路管理課長
	下水道部	下水道総務課長
		下水道河川計画課長
	建築部	宅地課長
		住宅政策課長
	管理部	教育総務課長